

県民税

県民税は、県の仕事に必要な経費を広く県民の皆さんに負担してもらい、地方自治への関心を高めようという趣旨で設けられた税です。

市町村には、市町村民税※があり、県民税と合わせて通常「住民税」と呼んでいます。

また、令和6年度から国税である森林環境税年額 1,000 円が住民税とともに課税されています。

※均等割: 3,000円、所得割: 課税所得金額×6/100

個人の県民税

納める人

- 1月1日現在、県内に住所がある個人.....均等割と所得割
- 1月1日現在、県内に事務所、事業所、家屋敷を有する個人で、その市町村に住所がない人.....均等割

納める額

均等割	1,700円
所得割	課税所得金額×4/100

(注1) 均等割のうち700円は「とちぎの元気な森づくり県民税 (P18参照)」です。

(注2) 退職所得と土地建物などの譲渡による所得は、別の方法で計算されます。

◆ 所得割の計算方法(一般的な例)

$$\boxed{\text{前年の収入}} - \boxed{\text{必要経費(給与所得者は給与所得控除額)}} - \boxed{\text{各種所得控除額}} = \boxed{\text{課税所得金額}}$$

$$\boxed{\text{課税所得金額}} \times \boxed{\text{税率}} - \boxed{\text{調整控除額}} - \boxed{\text{税額控除額}} = \boxed{\text{所得割額}}$$

所得控除

項目	控除額
雑損控除	次のいずれか多い金額 ①(損失額－保険等により補填される金額)－(総所得金額等の合計額×1/10) ②災害関連支出の金額－50,000円
医療費控除	次のいずれかの金額 ①(医療費－保険等により補填される金額)－(総所得金額等の合計額×5/100 又は10万円のいずれか低い額) (限度額200万円) ②対象医薬品の購入対価－12,000円 (限度額 88,000円)
社会保険料控除	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額
生命保険料控除	①平成24(2012)年1月1日以後に締結した保険契約等 (新契約) 一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険のそれぞれにつき支払った保険料が 12,000円以下 支払った金額 12,000円超 32,000円以下 支払った金額×1/2+6,000円 32,000円超 56,000円以下 支払った金額×1/4+14,000円 56,000円超 28,000円 ※それぞれの適用限度額は 28,000円

	<p>②平成23(2011)年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)</p> <p>一般生命保険、個人年金保険のそれぞれにつき支払った保険料が</p> <p>15,000円以下 …………… 支払った金額</p> <p>15,000円超 40,000円以下 …… 支払った金額×1/2+7,500円</p> <p>40,000円超 70,000円以下 …… 支払った金額×1/4+17,500円</p> <p>70,000円超 …………… 35,000円</p> <p>※それぞれの適用限度額は35,000円</p> <p>※①の新契約と②の旧契約の両方について保険料の控除の適用を受ける場合、それぞれの保険料の適用限度額は28,000円</p> <p>※各種保険料の控除を合計した適用限度額は70,000円</p>
地震保険料控除	<p>①支払った地震保険料×1/2(限度額25,000円)</p> <p>②平成18(2006)年12月31日までに契約した長期損害保険(支払った保険料のうち5,000円までの部分の全額)+(5,000円を超える部分の金額×1/2)(限度額10,000円)</p> <p>①と②の合計の限度額25,000円</p>
障害者控除	26万円(特別障害者は30万円。同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ同居している場合は53万円)
ひとり親控除	30万円
寡婦控除	26万円
勤労学生控除	26万円
配偶者控除	<p>一般 最高33万円</p> <p>70歳以上 最高38万円</p> <p>(納税義務者の所得金額に応じて控除額が変動します。)</p>
配偶者特別控除	最高33万円(配偶者に所得があれば、所得に応じて減額されます。)
扶養控除	<p>一般 33万円</p> <p>70歳以上 38万円</p> <p>特定(注) 45万円</p> <p>同居老親等 45万円</p>
基礎控除	最高43万円(納税義務者の所得金額に応じて控除額が変動します。)

(注)平成24(2012)年度から、特定扶養親族は、19歳から22歳までとなりました。

寄附金税額控除

地方公共団体等に対し、2,000円を超える寄附を行った場合、申告により県民税及び市町村民税の控除が受けられます。

● 地方公共団体に対する寄附金(いわゆる「ふるさと納税」)

※一定の要件を満たす寄附者については、ふるさと納税ワンストップ特例の申請をすることで、申告を省略することができます。

● 住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部

● 条例で指定した寄附金(社会福祉法人や学校法人等)

控除額 (寄附金-2,000円)×4%(市町村民税6%)

※ふるさと納税の場合は上記に加え、特例控除(所得割額の2割を上限)が受けられます。

住宅借入金等特別税額控除

所得税について住宅ローン控除を受けた場合、所得税から控除しきれなかった額が、翌年分の県民税及び市町村民税から控除されます。

対象 平成11(1999)年から平成18(2006)年まで、又は平成21(2009)年から令和7(2025)年までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった控除額がある場合

※令和7年度の個人住民税(個人県民税及び個人市町村民税)については、定額減税として、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有し、所得割額が課税される方を対象とし、本人及び扶養親族1名につき、1万円の減額を実施します。(納税者本人の前年の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下で、控除対象配偶者の合計所得金額が48万円以下である場合に限る。)

申告と納税

- 3月15日までに住所地の市町村に申告書を提出しなければなりません。ただし、税務署に所得税の確定申告書を提出した人や給与所得のみの方は、この必要はありません。
- 納税方法は次のとおりとなります。(定額減税の実施により、異なる取扱いとなる場合があります。)
 - ・給与所得者の方
6月から翌年5月までの年12回に分けて、毎月の給与から特別徴収(給与からの差引き)されます。
 - ・公的年金受給者の方
65歳以上の公的年金を受給されている方で、個人住民税を納税する義務がある方についての個人住民税は特別徴収(公的年金からの引き落とし)となります。
年6回に分けて、支給される年金から特別徴収されます。
 - ・上記以外の方
お住まいの市町村から送付される納税通知書(納付書)により、年4回金融機関や市役所・町役場の窓口等で納めることになっています。

法人の県民税

納める人

区 分	均等割	法人税割
県内に事務所、事業所(本店・支店・工場など)を設けている法人	○	○
県内に寮・宿泊所・クラブなどのみがある法人	○	—
県内に事務所等又は寮等を設けている、法人でない社団又は財団で代表者や管理人の定めがあるもの	収益事業を行うもの	○
	収益事業を行わないもの	—
非課税に該当しない公益法人など	収益事業を行うもの	○
	収益事業を行わないもの	○

○が申告・納税義務があることを示します。

納める額

● 均等割………資本金等の額(注)に応じて定額

区 分	従前の均等割額	平成 20(2008)年 4月1日から(改正後)
下記以外の法人	年額 20,000円	年額 21,400円
資本金等の額が 1,000 万円を超え1億円以下の法人	年額 50,000円	年額 53,500円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額 130,000円	年額 139,100円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額 540,000円	年額 577,800円
資本金等の額が50億円を超える法人	年額 800,000円	年額 856,000円

(注) 平成 27(2015)年4月1日以後に開始する事業年度分から、税率区分の基準である「資本金等の額」について、法人税法に規定する資本金等の額に無償増資の額を加算し、無償減資又は資本準備金等を取り崩して欠損てん補等に充てた額を控除するとともに、当該加減算後の「資本金等の額」が、「資本金」と「資本準備金」の合計額を下回る場合は、「資本金」と「資本準備金」の合計額を、均等割の税率区分の基準とすることになりました。

なお、平成 27(2015)年4月1日より前に開始する事業年度については、税率区分の基準である「資本金等の額」は、法人税法第2条第 16 号又は令和2年改正前法人税法第2条第 17 号の2に規定する額をいいます。

● 平成20(2008)年4月1日以後に開始する各事業年度分から「とちぎの元気な森づくり県民税」として従前の均等割額の7%が加算されています。(P18参照)

● 法人税割………法人税額×次の税率

区 分	税 率	
	令和元(2019)年 9月30日まで(改正前)	令和元(2019)年 10月1日から(改正後)
・資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ・法人税額が年1千万円を超える法人 ・保険業法に規定する相互会社	4.0%	1.8%
上記以外の法人	3.2%	1.0%

● 平成28(2016)年度地方税制改正において、地域間の財源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割(県民税、市町村民税)の税率を引下げ、その引下げ分に相当する額については、地方法人税(国税)を拡充し、地方交付税原資とすることになりました。地方法人税は、法人税を納める義務のある法人が、法人税額を課税標準とし、法人税の申告期限までに、国(税務署)に申告納付します。

申告と納税

法人の県民税と法人の事業税を併せて申告し、納めることになっています。

申告の種類		納める税額		申告と納税の期限
①中間申告 (法人税で中間申告の義務がある法人、収入金額課税法人及び外形標準課税法人)	予定申告	法人県民税	前事業年度の法人税割額 × 6 / 前事業年度の月数 + 均等割額	事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月以内
		法人事業税	前事業年度の税額 / 前事業年度の月数 × 6	
	仮決算に基づく 中間申告	法人県民税	法人税額 × 税率 + 均等割額	
		法人事業税	仮決算の所得(収入)金額 × 税率 ※仮決算の所得割(収入割)、付加価値割及び資本割の合算額	
②確定申告 (③④に該当するものを除く)		法人県民税	(法人税額 × 税率 + 均等割額) - 中間納付額	事業年度終了の日から2か月以内(注1)
		法人事業税	所得(収入)金額 × 税率 - 中間納付額 ※(各事業年度に係る所得割(収入割)、付加価値割及び資本割の合算額) - 中間納付額	
③解散法人の申告	清算中の事業年度が終了した場合の申告	法人県民税	法人税額 × 税率 + 均等割額	事業年度終了の日から2か月以内
		法人事業税	所得(収入)金額 × 税率 ※清算中の事業年度に係る所得割(収入割)及び付加価値割の合算額	
	残余財産が確定した場合の申告	法人県民税	法人税額 × 税率 + 均等割額	残余財産確定の日から1か月以内(注2)
		法人事業税	所得金額 × 税率	
④公共法人、公益法人等で法人税が課税されないもの		法人県民税	均等割額	4月30日

※は、外形標準課税対象法人(P20 参照)に適用

(注1) 定款等の定め又は特別な事情により、各事業年度終了の日から2月以内に定時総会が招集されない常況にある法人にあっては、3か月(通算法人は4か月)以内。

会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度の終了の日から3月以内に定時総会が招集されない常況にある法人にあっては、6か月を超えない範囲で知事が指定する月数の期間内。

(注2) 残余財産確定の日から1か月以内に、残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる前日まで。

- 2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人については、分割基準により関係都道府県ごとにあん分計算した税額を申告納付します。
- 以下の法人は、令和2(2020)年4月1日以降に開始する事業年度の法人県民税・法人事業税について eLTAX による申告が義務化されます。
 - (1)事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人
 - (2)相互会社、投資法人、特定目的会社

インターネットでカンタン申告「eLTAX」

詳しくは、[eLTAX ホームページ](#)をご覧ください。



県民税利子割

納める人

県内の金融機関などから利子等(預貯金の利子のほか、懸賞金付預貯金等の懸賞金等、定期積金の給付補填金などの金融類似商品の収益も含まれます。)の支払を受ける個人

※平成28(2016)年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子等は利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となりました。(特定公社債とは国債、地方債、外国債、公募公社債等です。)

※平成28(2016)年1月1日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人は除外されました。

これに伴い、法人県民税法人税割からの利子割控除も廃止されます。

納める額

支払を受ける利子等の額×5%

(このほかに所得税及び復興特別所得税として 15.315%を税務署に納付)

非課税

● 障害者等に対する利子

・少額預金の利子……元本350万円まで

・少額公債の利子……元本350万円まで

・郵便貯金の利子……元本350万円まで (郵政民営化前に預け入れられた定期性郵便貯金に限ります。)

(注) 障害者等とは、身体障害者、寡婦年金受給者などをいいます。

● 財形住宅・財形年金貯蓄の利子…合計貯蓄額550万円まで

申告と納税

利子等の支払をする金融機関などが毎月10日までに前月分をまとめて申告し、納めることになっています。

その他

収入額の59.4%が市町村に交付されます。

県民税配当割

納める人

県内に住所を有し、株式会社などから配当等(一定の上場株式等の配当等)の支払を受ける個人

※平成28(2016)年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子等と割引債の償還差益(特定口座に支払われるものを除きます。)が配当割の課税対象に加わりました。(特定公社債とは国債、地方債、外国債、公募公社債等です。)

納める額

支払を受ける配当等の額×5%

(このほかに所得税及び復興特別所得税として 15.315%を税務署に納付)

申告と納税

配当等の支払をする株式会社などが毎月10日までに前月分をまとめて申告し、納めることになっています。

※源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割

上場株式等の配当等のうち源泉徴収選択口座(所得税において源泉徴収ありを選択した特定口座)に受け入れたもの(源泉徴収選択口座内配当等)に係る配当割の額は、当該口座内に上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、その年中の源泉徴収選択口座内配当等の額の総額とその上場株式等の譲渡損失の金額との間で損益通算をした残額に税率を乗じて計算した金額となります。

この場合、源泉徴収選択口座内配当等の支払を取り扱う証券会社等が、翌年1月10日までに申告し、納めることになっています。

その他

収入額の59.4%が市町村に交付されます。

県民税株式等譲渡所得割

納める人

県内に住所を有し、証券会社等から株式等の譲渡益(源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡に係る所得金額)の支払を受ける個人

※平成28(2016)年1月1日以後の源泉徴収口座内の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等が株式等譲渡所得割の課税対象に加わりました。(特定公社債とは国債、地方債、外国債、公募公社債等です。)

納める額

支払を受ける株式等譲渡益の額×5%
(このほかに所得税及び復興特別所得税として15.315%を税務署に納付)

申告と納税

株式等の譲渡益の支払をする証券会社等が年間の損益を通算し、翌年の1月10日までに申告し、納めることになっています。

その他

収入額の59.4%が市町村に交付されます。